与那原マリーナの門扉鍵に関する規則

24時間対応の与那原マリーナでは、使用者およびその共同使用者の方に、IDカードを発行します。「与那原マリーナの門扉鍵に関する規則」は、このIDカードについての事項を定めたものです。

第1節 目的および定義

(目 的)

第1条 この規則は、与那原マリーナ指定管理者(以下「マリーナ管理者」といいます。)が使用者およびその共同使用者のIDカード(以下「カード」といいます。)に関する事項を定め、もって与那原マリーナ(以下「マリーナ」といいます。)施設の円滑な運営を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、沖縄県港湾管理条例(以下「条例」といいます。)における用語の意義と同一とします。

第2節 単独所有者カード・共有代表者カード・共同使用者カード の発行・返却

(単独所有者・共有代表者カードの発行・返却)

- 第3条 マリーナ管理者は単独所有者または共有代表者に対し、マリーナ使用 許可締結後、1枚の単独使用者カード(以下「オーナーカード」とい います。)を発行します。
 - 2 単独所有者または共有代表者は、マリーナ使用許可終了後は直ちにマリーナ管理者に対し、オーナーカードを返却しなくてはなりません。

(共同使用者カードの発行・返却)

第4条 マリーナ管理者は使用者に対し、共同使用者の登録申請を承諾する場合には、その旨の通知と同時に、共同使用者1名につきカード1枚の共同使用者カード(以下「クルーカード」といいます。)を発行します。

- 2 前項の場合、使用者はマリーナ管理者に対し、その発行毎に所定のクルーカード発行手数料を支払わなければなりません。
- 3 使用者は、使用者の責任において、マリーナ使用許可終了後は直ちに マリーナ管理者に対し、クルーカードを返却しなくてはなりません。
- 4 マリーナ管理者は、共同使用者の変更登録申請を承諾する場合には、 その旨の通知と同時に、新たなクルーカードを発行送付します。
- 5 前項に基づき発行されたクルーカードを受領後、直ちに使用者は、変 更したカードをマリーナ管理者に対し返却しなければなりません。
- 6 本条第4項の場合、使用者はマリーナ管理者に対し、所定の発行手数 料を支払わなければなりません。
- 7 使用者はマリーナ管理者に対し、共同使用者の登録抹消を申請する場合には、当該クルーカードをマリーナ管理者に速やかに返却しなければなりません。

第3節 名義人以外のカードの使用禁止

(名義人以外の者のカードの使用禁止)

第9条 カードの正当な保有者を、カードの名義人とし、カードの名義人以外 の者は、一切そのカードを使用することはできません。

第4節 カードの効果・効力の一時停止

(カードの効力)

- 第10条 カードの正当な保有者は、マリーナの桟橋および陸置場へ入場する に際して、カードを使用してマリーナ管理システムにより手続きを 行うことにより、入場制限を解除して入場することができます。
 - 2 使用者およびその共同使用者は、カードを所持することなく、マリーナの桟橋および陸置場に入場することはできません。

(カードの効力の一時停止)

- 第11条 マリーナ管理者が使用者およびその共同使用者のマリーナ施設の使用を制限したときには、以下のカードの効力は、所定の期間において停止します。
 - ①オーナーカード
 - ②クルーカード
 - ③ビジターカード
 - ④業者カード
 - 2 前項の場合において、カードの効力が停止している間は、そのカードの正当な保有者は、マリーナの桟橋入場制限を解除して入場し、 使用許可艇を航行させることはできません。
 - 3 カードの効力停止の間の使用許可艇の占有は、使用者およびその共同使用者に属するものとし、そのカードの正当な保有者は、使用許可艇の保守・管理を目的とするときに限り、マリーナ管理者の所定の書面による手続きを経て、マリーナの桟橋に入場することができます。

第5節 カードの有効期限・交換・再発行・追加発行

(カードの有効期限)

第12条 カードは、マリーナ使用許可期限まで有効とします。マリーナ使用 許可期間が終了したときは無効となります。

(カードの交換)

第13条 マリーナ管理者は、発行したカードの保有者に対し、その保有する カードの交換を請求することができます。

(カードの再発行)

- 第14条 カードを紛失・盗難等により失ったときは、使用者または共同使用者は所定の書面による手続きにもとづき、マリーナ管理者が、使用者、共同使用者に対し、カードを再発行いたします。
 - 2 前項の場合、使用者または共同使用者は、マリーナ管理者に対し、 所定の発行手数料を支払わなければなりません。

(カードの追加発行)

第15条 使用者の申請により、マリーナ管理者がカードを追加発行する場合 には、使用者は発行手数料を、マリーナ管理者に対し支払わなけれ ばなりません。

第6節 一般事項

(規則の改正)

第16条 この規則は、マリーナ管理者の必要に応じて、改正することができます。

附則

(規則の効力発生時期)

1 この規則は、平成28年7月1日よりその効力を生じます。